

かいぎん退職金専用定期預金 商品概要説明書

(2025 年 8 月 12 日現在)

1. 商品名	かいぎん退職金専用定期預金
2. ご利用いただける方	個人のお客様 退職金が入金日されてから 2 年以内の方 ※退職金の受領金額が確認できる資料として「退職所得の源泉徴収票」、 「退職金支給明細書」、「退職金振込通帳」などをご提示頂きます ※退職金の入金日は「退職金振込通帳」で確認します ご本人名義の普通預金口座を有する方（預入時の作成も可能です）
3. 期間	定型方式：1 年 ※総合口座定期預金もお取り扱いできます 満期日経過後は期間 1 年の自動継続（元金継続・元利継続）となります
4. 預入方法	
(1) 預入方法	一括お預け入れとなります
(2) 預入金額	100 万円以上で預金者の退職金額を上限とします
(3) 預入単位	1 円単位
5. 払戻方法	継続を停止するときは、満期日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降にお支払いいたします
6. 利息	
(1) 適用利率	ご預入時の店頭表示の利率＋上乗せ利率 0.30%を約定利率として満期日まで適用します 満期日経過後は店頭基準金利1年物の利率を適用します
(2) 利払方法	お利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します
(3) 計算方法	付利単位：1 円 1 年を 365 日とする日割り計算を行います
7. 税金	20.315%源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます（マル優該当者のみ）
10. 中途解約のお取り扱い	この預金は原則として期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合には、以下の期限前解約利率を適用します ① 預入期間が 6 ヶ月未満…解約時の普通預金利率 ② 預入期間が 6 ヶ月以上…（約定利率－上乗せ利率）× 50% ※小数点第 3 位以下切捨て 注．②は解約日の普通預金利率を最下限金利とします

11. 預金保険制度	本商品は預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。当行に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円 (決済用預金を除く) までとその利息が保護の対象になります
12. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認ください https://www.kaiho-bank.co.jp
13. その他参考となる事項	退職金振込先が他行でもご預入できます 退職金額の「支払金額」を上限とし、退職金振込通帳でしか金額を確認できない場合は通帳に表示された金額を上限とします
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772 受付時間/月～金 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 等を除く)

かいぎん退職金専用定期預金 預金規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ



かいぎん退職金専用定期預金 預金規定

1. 預入対象者

- (1) この預金の対象者は、個人の方で、預金をお申込みの時点で当行普通預金口座に預金者ご本人の退職金を入金された個人のお客さまとします。なお、他の金融機関にて退職金を受取りの場合でも、当行口座に預け替えいただければ、この預金の対象となります。
- (2) この預金は、退職金をお受取りになられた日から、2年以内に預入いただくことを条件とします。
- (3) 退職金を確認するため「退職所得の源泉徴収票」、「退職金支給明細書」、「退職金振込通帳」などをご提示頂きます。
- (4) 退職金の入金日は「退職金振込通帳」で確認します。

2. 預入の最低金額等

100万円以上でお預入いただくことができます。ただし、退職金額の「支払金額」を上限とし、退職金振込通帳でしか確認できない場合は、通帳に表示された金額を上限とします。

3. 自動継続

- (1) この預金は、証書（または通帳）記載の満期日に1年間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭基準金利1年物の利率とします。

4. その他定期預金規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」及び「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜単利型＞」が適用されるものとします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の利率によって計算し、満期日に支払います。
- (2) 預入日の1年後の応当日のこの預金利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続後の預金の利息については「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜単利型＞」が適用されるものとします。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第10条の規定により解約する場合には、利息は次の通りとします。

期限前解約利率

- ① 預入期間が6ヶ月未満…解約時の普通預金利率
- ② 預入期間が6か月以上…（約定利率－上乗せ金利0.30%）×50%

※小数点第3位以下切捨て

注. ②は解約日の普通預金利率を最下限金利とする。

6. 預金の解約

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（または通帳）とともに当行に提出してください。
なお、この預金の一部解約はできません。

7. 規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2025 年 8 月 12 日現在)